

## 総会

配布：一般

2016年3月4日

### 第70会期

議事日程議題 72(c)

### 2015年12月23日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/70/489/Add.3) に基づく]

#### 70/233. ミャンマーの人権状況

総会は、

国際連合憲章および世界人権宣言<sup>1</sup>、国際人権規約<sup>2</sup>並びにその他の関連する国際人権文書に基づき、またそのつい最近のものは2014年12月29日である、ミャンマーの人権状況に関する総会の従前の諸決議、人権委員会のものおよびつい最近のものは2015年3月27日の28/23<sup>3</sup>と2015年7月3日の29/21<sup>4</sup>である人権理事会のものを想起し、

ミャンマーにおける人権状況に関する事務総長報告書<sup>5</sup>および2015年1月15日から20日まで、2月24日から26日まで、3月17日から22日まで、5月22日から6月6日まで、8月6日と7日そして10月12日から16日まで同国への事務総長特別顧問の訪問のミャンマー政府による支援を歓迎し、

---

<sup>1</sup> 決議 217A (III)。

<sup>2</sup> 決議 2200A (XXI)、添付文書。

<sup>3</sup> 総会の公式記録、第70会期、補遺 No.53 (A/70/53)、第三章、A節を参照。

<sup>4</sup> 同書、第V章、A節。

<sup>5</sup> A/70/332 および Corr.1。

ミャンマーにおける人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書<sup>6</sup>および 2015 年 1 月 7 日から 16 日までまた 8 月 3 日から 7 日までのミャンマーへのその訪問期間中同報告者に対して許されたアクセスを歓迎し、

1. 政治的および経済的改革、民主化、並びに国民和解、良い統治および法の支配に向けたミャンマーにおける継続した積極的開発そして人権を促進しまた保護する取組を歓迎し、今日までに着手された改革取組の規模を認識し、そしてミャンマー政府に対し、進展を定着させるため更なる措置を講じそして未解決の懸念に対処することを奨励する。

2. 2015 年 11 月 8 日の選挙の平和的なまた競争力のある実施、ミャンマーの人々の大多数が投票に参加したことそして信頼に足る選挙過程を確保することに向けてなされた取組をまた歓迎し、民主主義に向けたこの著しい一歩を称賛し、当局に対し、選挙過程のその後の段階における透明な対処方法を確保し続けることを奨励し、ミャンマー政府と連邦選挙委員会による選挙を監視するため国内のまた国際的な監視組織に対して与えられた招待およびアクセスをまた歓迎し、そして当局に対し、ミャンマーの選挙過程を更に強化するためそれらの組織が行った勧告を実施することを奨励する。

3. ロヒンギャの共同体の構成員と宗教的および種族的少数者に属している人たちに関するものを含む、候補者の政治的な公民権剥奪と差別的な資格剥奪について重大な懸念を表明し、そして対処する行動を奨励する。

4. 次の政府への順調な移行に向けた早期の、建設的なまた包括的な対話に従事するための当事者による継続した取組を奨励し、そして全ての利害関係者に対し、最後の選挙の発表と次の政府の成立の間の期間中、あらゆる人権および基本的自由並びに法の支配を尊重した、平静さと自制の雰囲気があることを確保することにおいて協力することを求める。

5. 思想、良心および信教または信念の自由に対する権利は、その宗教または信念にかかわらずそして法の下でのその平等な保護に関する何らかの差別無しに、全ての人々に平等に適用されることを強調する。

---

<sup>6</sup> A/70/412。

6. 全ての関係者に対し、民主的に選出された、十分に代表した市民政府に、軍を含む、全ての国家機関を含めることにより、ミャンマーの民主的移行を継続することを求める。

7. 良い統治と法の支配を強化するために講じられた措置を歓迎し、そしてミャンマー政府に対し、特に継続した憲法上の、立法上の、司法上のまた制度的な改革を通じた、そのような取組を続けることを求め、そして信教または信念の自由に対する権利、女性と子どもの人権並びに少数者に属する人たちの権利をその義務の一部として含んで、既存の法令および新しい法令が、民主的原則および人権義務並びに公約と完全に一致することを、法の改訂を通じたものを含んで、確保することの重要性を想起する。

8. 確実なデモの扱いを想起し、そしてミャンマー政府に対し、表現、結社および平和的集会の自由に対する権利を保護し、市民社会と独立したメディアのための安全かつ可能にする環境を創設しまた維持し、そしてジャーナリスト、市民社会活動および人権擁護者の安全と防護並びに自らの活動を追求する彼らの自由を確保するための適切な措置を講じるために、その人権義務と公約を果たすその取組を続けることを奨励する。

9. ミャンマー政府に対し、政治犯罪人再検討委員会との活動を再開することそして最近拘禁されたかまたは有罪を宣告されたものを含む、全ての政治犯罪人の無条件の釈放に対するその公約を果たすことそして前の良心の囚人の完全な社会復帰を提供することを促すと同時に、幾らかの良心の囚人の最近の釈放を歓迎する。

10. ミャンマー政府に対し、同国の幾つかの部分における恣意的な逮捕および拘禁、強制移送、レイプやその他の形態の性的暴力、拷問や残虐な、非人間的なまたは品位を傷つける取扱い、土地を含む、財産の恣意的な剥奪を含む、残っている人権違反および侵害、並びに国際人道法違反を終わらせるためのその取組を始めることを促し、そして説明責任を確保しまた刑事責任の免除を終わらせるため必要な措置講じるという同政府への総会の呼びかけを繰り返す。

11. 重要な一段階としてまた永続する平和を達成する目的をもった包摂的且つ包括的な国民政治対話を始めることに向けた進展として八つの武装集団とのミャンマー政府による全国規模の停

戦合意の署名を歓迎し、政府およびまだ残っている署名していない種族的武装集団に対し、同合意の署名を実現することに向けた対話を継続することを奨励し、そして全ての当事者に対し、現行の人権の違反と侵害および国際人道法違反に対して個人を守ることによりまたあらゆる地区への安全な、時宜を得た、十分なそして妨害のない人道アクセスを許すことによるものを含んで、暴力を終わらせそして既存の停戦合意を完全に履行することを促す。

12. ミャンマー政府に対し、様々な種族的および宗教的少数者の構成員並びに無国籍の住民に影響している、差別、人権侵害、移送および経済的剥奪に対処するためその取組を強めることを、また暴力の結果に繋がる憎悪やヘイト・スピーチの扇動に対抗することを促し、そして人種と宗教に関する四つの法律の最近の制定についての懸念と 1982 年市民権法についての継続している懸念を強調する。

13. ミャンマー政府に対し、法の支配を確保することそして、なかんずく、異教徒間や共同体間の対話を更に促進することにより、社会のあらゆる部門における寛容と平和的共存を促進するための、またあらゆる種類の差別なしに人権を尊重する政府の国際公約に従った、以前の全てのホワイト・カード保持者の法的地位と権利を守る証明文書を発給するためのその取組を更に増すことを求める

14. ラカイン州におけるロヒンギャ族および周縁化の対象となっているその他の少数者の状況並びに人権違反および侵害の事例についての総会の深刻な懸念をくり返し表明し、そしてミャンマー政府に対し、ロヒンギャ少数者を含む、全ての個人の人権と基本的自由を保護すること、自己意識を認めること、全ての無国籍者のための完全な市民権、および市民的および政治的権利を含む、関連する権利への平等なアクセス、移動の自由、並びに国内避難民の元の共同体への彼らの自由かつ自発的な帰還、および差別なく人道援助への迅速かつ妨害のないアクセスを確保すること、サービス、特に保健と教育、結婚と誕生の登録への平等なアクセスを確保することそして説明責任を確保し和解をもたらすため、人権違反および侵害の全ての報告に完全な、透明なそして独立した調査に着手することを求める。

15. ミャンマー政府に対し、全ての当事者とその十分な協力を確保しそして影響を受けた人たちと共同体に対する人道援助の完全なアクセスを許可することを求め、そしてこれに関連して政府

に対し、差別無しに、ラカイン州を含む、全ての紛争の影響を受けた地区への人道援助の配給のためにミャンマーの当局と国際社会との間で結ばれた、まだ実施されていない様々な協力協定を実施することを促す。

16. 亡命希望者を含む、移民およびアンダマン海とベンガル湾の並びに陸の経路にそって進んでいる難民の窮状に総会の強い懸念を強調し、そして難民のために一時的な避難所と保護を提供するという同地域の諸政府による公約を歓迎しつつ、同時に取引の被害者と密輸された移民に対する保護を拡大すると同時に、命を助け、人身取引および移民のあらゆるカテゴリーの密輸を防止しまた対抗するための適切な措置を講じ、そしてこの移動の根本原因に対処するミャンマー政府、同地域におけるその他の諸国、地域的機構および国際社会の継続した取組を奨励する。

17. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約<sup>2</sup>並びに武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書<sup>7</sup>のミャンマー政府による最近の署名および子ども兵の勧誘と使用を終わらせることに向けた政府の進展を歓迎し、市民的及び政治的権利に関する国際規約<sup>2</sup>と拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約<sup>8</sup>を含む、追加の国際人権条約の批准を考慮することを奨励し、国際連合、地域的機構およびその他の関係者との政府の関与をまた歓迎し、そして関連する合意および公約、特に軍による子どもの勧誘と使用を終わらせそして防止する 2012 年行動計画と 2015 年までに強制労働を終わらせる公約の、完全実施を奨励する。

18. ミャンマー政府に対し、ミャンマーにおける人権状況に関する人権理事会の特別報告者の活動を更に促進することをそして妨害のないアクセスがないことを念頭に置きつつ、その最後の訪問期間中、ラカイン州へのものを含む、同国へのその妨害のないアクセスを認めることをまた完全な職務権限を持ったそして国際連合人権高等弁務官の職務権限に従った国別事務所を設立するというその公約を、一日も早く、果たすことを促す。

19. 国際社会に対し、その国際人権法と国際人道法の義務や公約、その国内移行過程の実施、その経済的および社会的発展並びに永続的平和を達成することに向けたその取組の遂行において

---

<sup>7</sup> 国際連合、条約集、第 2173 巻、No.27531。

<sup>8</sup> 同書、第 1465 巻、No.24841。

ミャンマー政府を支援し続けることを奨励する。

20. 以下のことを事務総長に要請する。

(a) 彼の周旋を提供しそして全ての関連する利害関係者と関与しつつ、ミャンマーにおける人権、民主主義および和解に関する彼の議論を追求し、そしてミャンマーに関する事務総長特別顧問の職務権限の将来に関連する 2015 年 8 月 19 日の事務総長報告書<sup>9</sup>に含まれた考察を念頭に置きつつ、これに関連してミャンマーに対する技術援助を申し出ることを続けること。

(b) ミャンマーに関する事務総長特別顧問およびミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者が、十分に、効果的にそして調整されたやり方で、自らの職務権限を果たすことができるように必要なあらゆる援助を与えること。

(c) 総会の第 71 会期に対し、並びに人権理事会に対し、本決議の実施に関して為された進展について報告すること。

21. 事務総長および特別報告者の報告に基づいてこの問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 82 回本会議

2015 年 12 月 23 日

---

<sup>9</sup> A/70/322 and Corr.1、第 45 項。